

「宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の制定について

○ 趣旨

「宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の制定に向けて、条例の内容等を報告するもの

1 経緯

- ・「第7次地方分権一括法」等により、障害児通所支援事業者の指定等の事務が、平成31年4月に栃木県から本市に移譲されることから、その一環として、障害児通所支援事業者の指定の基準を条例で定める必要がある。

2 事業の概要

(1) 障害児通所支援事業とは

- ・ 障害児が施設に通い、また、障害児の居宅等を訪問し、障害児に対して、日常生活における基本的動作及び知識経験を習得し、集団生活に適応することができるよう、また、生活能力向上に向けて、必要な訓練や支援を行う事業である。

(2) 事業の分類

分類	対象・実施形態	施設数※
児童発達支援	小学校入学前の障害児が施設に通う	24
医療型児童発達支援	肢体不自由児が施設に通う	2
放課後等デイサービス	小学校から18歳までの障害児が施設に通う	54
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問する	0
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問する	2

※平成30年10月末現在

3 条例（案）について

(1) 考え方（内容は、別紙1概要参照）

- ・ 平成31年度の権限移譲後も引き続き、事業者が円滑に事業を実施するとともに、利用者に対し、安全・安心なサービスを提供する必要がある。
- ・ 栃木県の条例を検証したところ、内容は国の基準と同様であり課題もなかったため、本市条例案においては、県の条例を踏襲するものとする。
- ・ なお、非常災害対策について、県の条例は、国の基準より詳細に定めており（別紙2参照）、内容も妥当なものであったことから、同様の規定を設けることとする。

（※なお、保育所等においても、栃木県及び本市は、非常災害対策について、国の基準より詳細に定めている）

(2) スケジュール

平成31年 2月 条例案提出
4月 1日 条例施行

(※参考) 中核市に移譲される事務・権限 (障害児通所支援事業)

障害児通所支援事業者の指定
障害児通所支援事業者の指定の更新
障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準の制定
障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理
障害児事業者等に対する勧告、命令等
障害児通所支援事業者の指定の取消し等
障害児通所支援事業者の指定等の公示
障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する報告徴収等
障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する勧告、命令等

宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(案)
概要

基準 欄の 凡例	➤ ◎…従うべき基準（条例を定める際に必ず適合しなければならない基準）
	➤ ○…標準とすべき基準（条例を定める際に通常よるべき基準）
	➤ ●…参酌すべき基準（条例を定める際に十分参照しなければならない基準）

項目	内容	基準
目的	児童福祉法の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める	
基本理念	指定障害児通所支援事業者等は、保護者及び障害児の意向・適性等を踏まえた計画を作成し、これに基づき指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること等により適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。 指定障害児通所支援事業者等は、利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。	●
事業の基本方針	指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。	●
人員に関する基準	管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を、利用する障害児の数に応じて配置する。（訪問型の事業所は、訪問指導員を配置する。） また、利用する障害児の状況等に応じて、嘱託医、看護職員、言語聴覚士、機能訓練担当職員等の専門職員を配置する。	◎
設備に関する基準	（児童発達支援センターのみ）指導訓練室のほか、児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設置する（面積の規定あり）。利用する障害児の状況等に応じて、遊戯室、医務室、静養室、聴力検査室を設置する。	◎
	（上記以外）指導訓練室のほか、必要な設備及び備品等を備える。	●
運営に関する基準	・利用申込時の説明及び同意 ・虐待等の禁止 ・利用定員	◎
	・提供拒否の禁止 ・身体拘束等の禁止 ・秘密保持 ・事故発生時の対応	◎
	・非常災害対策（別紙1） ・金銭受領時の対応 ・児童発達支援計画 ・地域住民等との関係 等	●
その他	介護事業者が共生型障害児通所支援を行う場合の基準 ・多機能型事業所の特例	上と同じ

非常災害対策に関する規定について

○ 非常災害対策に関する規定について、県は、国の基準より詳細な規定を設けている。

【県条例と国基準との違い】

- 非常災害に関する計画について、計画の内容を詳細に規定している。
- 「定期的に計画の見直しを行わなければならない」旨の規定を設けている。

国基準	県条例
<p>(非常災害対策)</p> <p>第四十条 指定児童発達支援事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第四十一条 指定児童発達支援事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、<u>指定児童発達支援事業所の周辺の地域の環境、障害児の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における障害児の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下この条において「計画」という。)を作成しなければならない。</u></p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、障害児の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、障害児等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 <u>指定児童発達支援事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。</u></p>

宇都宮市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(案)
 骨子

第1章 総則

1 目的（第1条）

- この条例は、児童福祉法の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

2 定義（第2条）

- この条例における用語の意義は児童福祉法の例による。

3 一般原則（第3条～第4条）

- 指定障害児通所支援事業者等は、保護者及び障害児の意向・適性等を踏まえた計画を作成し、これに基づき指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること等により適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 指定障害児通所支援事業者等は、利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 指定の申請を行うことができる者は、法人とする（医療型児童発達支援は除く）。

第2章 児童発達支援

1 基本方針（第5条）

- 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

2 人員に関する基準（第6条～第9条）

	児童発達支援（右記以外）	児童発達支援センター
管理者	専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。 （管理上障害児の支援に支障がない場合、管理者を、当該事業所の他の職務や、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事させることができる。）	
児童発達支援管理責任者	1人以上 （1人以上は専任かつ常勤）	1人以上
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（※1）	・障害児が10人以下…2人以上 ・障害児が10人超…2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上 （1人以上を常勤とし、半数以上は児童指導員又は保育士とする）	・「障害児の数／4」以上 （児童指導員と保育士は各1人以上）

専門職員	日常生活に必要な機能訓練を行う場合、機能訓練担当職員を配置 (※1の数に含めることができる)	
	—	・ 嘱託医 1人以上 ・ 栄養士, 調理員 各1人以上 (省略可となる場合がある)
主に重症心身障害児を通わせる場合	嘱託医, 看護職員, 児童指導員又は保育士, 機能訓練担当職員, 児童発達支援管理責任者 各1人以上	看護職員・機能訓練担当職員 各1人以上 (※1の数に含めることができる)
主に難聴児を通わせる場合	—	言語聴覚士 4人以上 (※1の数に含めることができる)

3 設備に関する基準 (第10条～第11条)

	児童発達支援 (右記以外)	児童発達支援センター
指導訓練室	必要な機械器具等を備える。	定員は概ね10人 (障害児1人当たりの床面積: 2.47㎡以上)
調理室, 便所	—	必要
遊戯室, 屋外遊戯場, 医務室, 相談室	—	主に重症心身障害児を通わせる場合で, 障害児支援に支障がない場合は省略可。 遊戯室は1人当たりの床面積: 1.65㎡以上。
静養室	—	主に知的障害のある児童を通わせる場合は必要
聴力検査室	—	主に難聴児を通わせる場合は必要
その他	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等	

4 運営に関する基準 (第12条～第55条)

(1) 利用定員

- ・ 利用定員は10人以上 (主に重症心身障害児を通わせる場合は5人以上)
- ・ 利用定員や指導訓練室の定員を超えて, 児童発達支援の提供を行ってはならない。

(2) 利用申込時の対応

- ・ 事業者は, 利用申込者に対し, 運営規程の概要, 従業員の勤務体制等の重要事項を記載した書面を交付して説明し, 児童発達支援の提供の開始につき同意を得る。
- ・ 事業者は, 児童発達支援の利用について市等が行う連絡調整に協力し, 正当な理由がなく, 児童発達支援の提供を拒んではならない。
- ・ 事業者は, 利用の申込みをした障害児に対し適切な児童発達支援を提供することが困難であると認めたときは, 速やかに, 適当な事業者の紹介等の措置を講じる。

(3) サービス提供時

- ・ 事業者は, 障害児の心身の状況及びその置かれている環境, 他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めとともに, 県や市, 他の福祉サービス等の提供者との連携に努める。
- ・ 事業者は, 児童発達支援を提供した際は, その都度, 当該児童発達支援の提供日及び内

容その他必要な事項を記録し、保護者の確認を受ける。

(4) 金銭の支払いを受ける場合

- ・ 事業者は、児童発達支援を提供した際は、保護者から児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受ける。また、事業者は、法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合は、保護者に当該給付費の額を通知する。
- ・ 事業者は、障害児の便益を向上させるもので、保護者に支払を求めることが適当な費用や、日常生活で必要となるものの費用については、保護者に支払いを求めることができるが、その際は、金銭の使途や額、理由を記載した書面を交付して説明し、同意を得る。

(5) 児童発達支援計画等

- ・ 事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮する。
- ・ 事業者は、児童発達支援の質について、自己評価や保護者の評価を通して常に改善を図り、概ね1年に1回以上、その評価及び改善の内容をインターネット等により公表する。
- ・ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たり、障害児の能力や環境、生活状況等の評価を通じて、障害児等の希望する生活及び課題等の把握(アセスメント)を行い、適切な支援内容を検討する。
- ・ 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の実施状況の把握(モニタリング)を行うとともに解決すべき課題を把握し、6月に1回以上、児童発達支援計画を見直す。

(6) サービス提供時の注意点

- ・ 事業者は、常に障害児の心身の状況及びその置かれている環境等の把握に努め、当該障害児又はその家族からの相談に応ずるとともに、必要な助言等の援助を行う。
- ・ 事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

(7) 健康診断・運営規程

- ・ 事業者は、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行う。
- ・ 事業者は、事業所ごとに、事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容等、事業運営の重要事項に関する運営規程を定める。

(8) 障害児の安全確保

- ・ 事業者は、非常災害に備えるため必要な設備を設け、非常災害発生時における障害児の安全確保のため計画を作成するとともに、避難訓練等の必要な訓練を行う。
- ・ 事業者は、衛生的な管理に努め、感染症等が発生しないように必要な措置を講ずる。
- ・ 事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。
- ・ 事業者は、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。なお、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、心身の状況、やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ・ 従業員は、障害児に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- ・ 事業者は、事故が発生した場合は、速やかに、県、市、当該障害児の家族等に対し連絡

を行い、必要な措置を講じるとともに、事故の状況や処置について記録する。

(9) 秘密保持・情報提供・苦情対応

- ・ 従業者及び管理者は、正当な理由がなく知り得た障害児等の秘密を漏らしてはならない。
- ・ 事業者は、適切かつ円滑に利用できるよう、事業内容につき情報提供を行う。
- ・ 事業者は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口の設置等の措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録する。

(10) 行政・地域住民等との関係

- ・ 事業者は、法令により市長が行う指導及び監査に応じ調査に協力するとともに、市長から指導等を受けた場合は必要な改善を行い、市長からの求めに応じ改善内容を報告する。
- ・ 事業者は、地域住民等との連携及び協力の交流に努め、障害児の福祉に関し、障害児が在籍する保育所、幼稚園、小学校等からの相談に応じ、助言や援助を行うよう努める。

5 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2～第55条の5）

- ・ 利用者の通所により介護サービスを提供する事業者が、共生型児童発達支援を行う場合、介護事業の利用者数に、児童発達支援を利用する障害児の数を加えたうえで、介護施設の基準（定員・面積等）を満たす必要がある。その他、児童発達支援の規定を準用する。
- ・ 障害児に適切なサービスを提供するため、障害児入所施設等から技術的支援を受ける。

6 基準該当通所支援に関する基準

(1) 原則（第56条～第59条）

- ・ 基準該当通所支援（条例で定める基準を満たす事業者が、指定を受けず、市町村の認定を受けて実施する障害児通所支援）の従業者の基準は以下の通りとし、その他、設備、運営等に関しては指定児童発達支援（児童発達支援センター以外）の規定を準用する。
 - ▶ 児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（半数以上は児童指導員か保育士）
 - ◇ 障害児が10人以下…2人以上
 - ◇ 障害児が10人超…2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上
 - ▶ 児童発達支援管理責任者…1人以上

(2) 特例（第60条～第61条の2）

- ・ 利用者の通所により介護サービスを提供する介護事業者が、下記基準を満たしたうえで、地域で児童発達支援が提供されていないこと等により、児童発達支援を受けることが困難な障害児に介護サービスを提供する場合、基準該当児童発達支援とみなす。
 - ▶ 既存の介護事業の利用者数に、児童発達支援を利用する障害児の人数を加えたうえで、介護施設の基準（定員・面積・従業員数）を満たす必要がある。
 - ▶ 障害児に適切なサービスを提供するため、障害児入所施設等から技術的支援を受ける。

第3章 医療型児童発達支援

1 基本方針（第62条）

- ・ 指定医療型児童発達支援は、障害児が日常生活での基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練、治療を行うものでなければならない。

2 人員に関する基準（第63条～第64条）

- ・ 医療法上、診療所として必要な従業者…診療所として必要とされる数
- ・ 児童指導員、保育士、看護職員、児童発達支援管理責任者、理学療法士等…各1人以上
- ・ 日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合…機能訓練担当職員を追加配置

3 設備に関する基準（第65条～第71条）

- ・ 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- ・ 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- ・ 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。
- ・ 利用定員は10人以上とし、その他運営に関する基準は児童発達支援の規定を準用する。

第4章 放課後等デイサービス

1 基本方針（第72条）

- ・ 放課後等デイサービスは、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

2 人員・設備・運営に関する基準（第73条～第78条）

- ・ 人員・設備に関する基準は児童発達支援（児童発達支援センターを除く）と同じである。
- ・ 運営に関する基準は児童発達支援の規定を準用する。

3 共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に関する基準（第78条の2～第81条）

- ・ 共生型放課後等デイサービスについては、共生型児童発達支援及び放課後等デイサービスの規定を準用し、基準該当放課後等デイサービスについては、基準該当児童発達支援及び放課後等デイサービスの規定を準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

1 基本方針（第81条の2）

- ・ 居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

2 人員に関する基準（第81条の3～第81条の4）

- ・ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、下記の従業者及びその員数を置く。
 - 訪問支援員（※） 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
 - 児童発達支援管理責任者 1人以上（1人以上は専任）
- ※ 理学療法士等の資格を取得後、又は児童指導員等として配置された日以後、障害児の介護や訓練等の経験が3年以上なければならない。
- ・ 管理者については児童発達支援の規定を準用する。

3 設備に関する基準（第81条の5）

- ・ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備及び備品等を備えなければならない。

4 運営に関する基準（第81条の6～第81条の9）

- ・ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児等から求められたときは、提示すべき旨を指導する。
- ・ その他運営に関する基準は、児童発達支援の規定を準用する。

第6章 保育所等訪問支援（第82条～第86条）

- ・ 指定保育所等訪問支援は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。
- ・ 人員・設備・運営に関する基準は居宅訪問型児童発達支援の規定を準用する。

第7章 多機能型事業所に関する特例（第87条～第89条）

- ・ 2以上の事業を行う多機能型事業所に関しては、以下の特例を定める。

	障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所	障害児通所支援事業を他の事業を実施する多機能型事業所
従業員	各事業の従業員数の規定に則って実施する。	利用定員の合計が20人未満である場合は、従業者のうち、1人以上は常勤とする。
設備	一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。	
利用定員	当該事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とする。	・利用定員の合計が20以上である場合は、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上とすることができる。 ・主に重度の知的障害及び重度の身体の障害が重複している障害者に生活介護事業を併せて行う場合は、全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
	主に重症心身障害児を通わせる場合は5人以上とすることができる。	

宇都宮市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針(第5条)

第2節 人員に関する基準(第6条—第9条)

第3節 設備に関する基準(第10条・第11条)

第4節 運営に関する基準(第12条—第55条)

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第55条の2—第55条の5)

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第56条—第61条の2)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針(第62条)

第2節 人員に関する基準(第63条・第64条)

第3節 設備に関する基準(第65条)

第4節 運営に関する基準(第66条—第71条)

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針(第72条)

第2節 人員に関する基準(第73条・第74条)

第3節 設備に関する基準(第75条)

第4節 運営に関する基準(第76条—第78条)

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準(第78条の2)

第6節 基準該当通所支援に関する基準(第79条—第81条)

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針(第81条の2)

第2節 人員に関する基準(第81条の3・第81条の4)

第3節 設備に関する基準(第81条の5)

第4節 運営に関する基準(第81条の6—第81条の9)

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針(第82条)

第2節 人員に関する基準(第83条・第84条)

第3節 設備に関する基準(第85条)

第4節 運営に関する基準(第86条)

第7章 多機能型事業所に関する特例(第87条—第89条)

第8章 雑則(第90条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号(法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。
- (2) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号(法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。
- (3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項(法第21条の5の13第2項の規定により同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。
- (4) 共生型通所支援法 第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。
- (5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第62条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第72条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第82条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第77条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第

155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第185条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第198条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。)をいう。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対し指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対し適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)

第4条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定(その更新を含む。)の申請については、この限りでない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応す

ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスの事業に従事したものをいう。以下同じ。)

指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2人以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1人以上

- (2) 看護職員(保健師, 助産師, 看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は, 指定児童発達支援であって, その提供が1人又は2人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員, 保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は, 常勤でなければならない。

6 第1項の規定により置かなければならない同項第1号の児童指導員, 保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は, 児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は, 専任かつ常勤でなければならない。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は, 次のとおりとする。ただし, 40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を, 調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 児童指導員及び保育士 次のとおりとすること。

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに, 通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

ロ 児童指導員 1人以上

ハ 保育士 1人以上

- (3) 栄養士 1人以上
- (4) 調理員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか, 指定児童発達支援事業所において, 日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には, 機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において, 当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 前項の規定にかかわらず, 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には, 第1項各号に掲げる従業者のほか, 次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において, 当該各号に掲げる従業者については, その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- (1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上

(2) 機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合に限る。) 機能訓練を行うために必要な数

4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1人以上

(2) 機能訓練担当職員 1人以上

5 第1項第2号イ及び第3項第1号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が1人又は2人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、管理者を、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)のほか、これと一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 前項の場合において、指定児童発達支援事業者は、主たる事業所又は従たる事業所ごとに、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)を、それぞれ1人以上置かなければならない。

第3節 設備に関する基準

第10条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室を設けるほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、障害児の支援に支障がない場合は、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室 次のとおりとすること。

イ 定員は、おおむね10人とすること。

ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、5人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の利用の申込みがあったときは、当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該通所給付決定保護者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該通所給付決定保護者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該指定児童発達支援の提供の開始について、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定により書面の交付を行う場合は、当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の記載等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「通所受給者証記載事項」という。)を当該通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項の変更について準用する。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用の申込みがあった場合において、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。)等を勘案し、当該利用の申込みをした者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めたときは、速やかに、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用の申込みがあった場合は、通所受給者証により、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市、障害福祉サービスを提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、県、市、障害福祉サービスを提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定児童発達支援を提供したことについて、当該通所給付決定保護者の確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させる場合であって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該通所給付決定保護者に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限り

でない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前2項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用(第1号の費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第3項第1号の費用の支払に係る取扱いについては、厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合であつて、当該障害児に係る通所給付決定保護者の依頼を受けたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、当該通所利用者負担額合計額について、市に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に当該障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に、指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、前項に規定する児童発達支援計画の作成(以下「児童発達支援計画の作成」という。)に当たっては、障害児について、その有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等の評価を通じて、適切な方法により、当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、当該障害児の発達に関し、適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行わなければならない。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を定めた児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、児童発達支援計画の原案には、当該障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて定めるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項の児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し当該児童発達支援計画について説明し、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成をした際には、当該通所給付決定保護者に対し当該児童発達支援計画を記載した書面を交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成をした後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握(当該障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上当該児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該障害児又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活を営むために必要な習慣を確立し、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常に1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っている時に当該障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為により障害児通所給付費又は特例障害児通所給

付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第44条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、その従業者により指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、指定児童発達支援事業所の周辺の地域の環境、障害児の特性等を踏まえて、非常災害の発生時における障害児の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画(以下この条において「計画」という。)を作成しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、計画に基づき、非常災害の発生時における関係機関への通報及び連絡、障害児の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、計画及び当該体制を従業者、障害児等に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、計画を作成した後においても、定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び障害児の飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の当該指定児童発達支援を利用しようとする者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対し障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実

施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者(以下「障害児相談支援事業者等」という。)が障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等に障害児又はその家族を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情(以下「苦情」という。)に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第52条 指定児童発達支援事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力その他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市、当該障害児の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、第1項に規定する場合であって、当該障害児の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
- (2) 児童発達支援計画に係る記録
- (3) 第36条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第45条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第53条第2項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)

の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第60条において同じ。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所の提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数が指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。))が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。))以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第95条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第61条第1号において同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。))以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等の提供する指定通所介護等の利用者の数が指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児

入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。), 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。), 共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第162条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第171条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。), サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定

第55条の5 [第5条](#), [第8条](#), [第9条](#)及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者及びその員数)

第56条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員, 保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとに, その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員, 保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が, 次に掲げる障害児の数の区分に応じ, それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2人以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2人に, 障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は, 基準該当児童発達支援であつて, その提供が1人又は2人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

3 第1項の規定により置かなければならない同項第1号の児童指導員, 保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は, 児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備及び備品等)

第57条 基準該当児童発達支援事業所は, 指導訓練を行う場所を設けるほか, 基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は, 訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は, 専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし, 障害児の支援に支障がない場合は, この限りでない。

(利用定員)

第58条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は, 10人以上とする。

(準用)

第59条 [第5条](#), [第8条](#)及び第4節(第12条, 第24条第1項及び第6項, 第25条, 第26条第1項, 第32条, 第34条, 第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は, 基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第60条 次に掲げる基準を満たした指定生活介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

- (1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所の提供する指定生活介護の利用者の数が指定生活介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第61条 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等の提供する指定通所介護等の利用者の数が指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第61条の2 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第59条(第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。))の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。)が29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下であること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)が登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号の居間及び食堂をいう。)が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者の数が通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第81条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第62条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定医療型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第63条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者
同法に規定する診療所として必要とされる数
- (2) 児童指導員 1人以上
- (3) 保育士 1人以上
- (4) 看護職員 1人以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士 1人以上
- (6) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(準用)

第64条 [第8条](#)の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第65条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。
- (2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。
- (3) 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第66条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

- (1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 日用品費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第3項第1号の費用の支払に係る取扱いについては、厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に当該障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の規定により法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書等を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市への通知)

第69条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害

児に係る通所給付決定保護者が、偽りその他不正な行為により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第70条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援の利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第71条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第70条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第67条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達

支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第55条第2項第3号中「第36条」とあるのは「第69条」と読み替えるものとする。

第4章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第72条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2人以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が、指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を同項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができ

る。

- (1) 嘱託医 1人以上
- (2) 看護職員 1人以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
- (4) 機能訓練担当職員 1人以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

4 第1項第1号及び第2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が1人又は2人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項の規定により置かなければならない同項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第74条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第75条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室を設けるほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第76条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第77条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額

の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者から、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第23条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第77条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者及びその員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当放課後等デイサービス

の単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 障害児の数が10までのもの 2人以上

ロ 障害児の数が10を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が1人又は2人以上の障害児に対し同時かつ一体的に行われるものをいう。

3 第1項の規定により置かなければならない同項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(設備及び備品等)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を設けるほか、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項の設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第61条の2まで、第72条及び第77条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。以下同じ。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、当該通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービス内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第82条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援(以下「指定保育所等訪問支援」という。)の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第83条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者(以下「指定保育所等訪問支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第84条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第83条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第86条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第70条の2及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第86条において準用する第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項ただし書中「次条」とあるのは「第86条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第86条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業員の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業員の勤務体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第7章 多機能型事業所に関する特例

(従業員の員数に関する特例)

第87条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第63条、第73条第1項、第2項及び第4項、第81条の3第1項並びに第83条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第63条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに

同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第73条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第81条の3第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第6条第5項及び第73条第5項の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(設備に関する特例)

第88条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所の設備について、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と兼ねることができる。

(利用定員に関する特例)

第89条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第12条、第66条及び第76条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 山間へき地その他の地域で市長が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないものとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)については、第2項中「20人」とあるのは、「10人」とする。

第8章 雑則

(規則への委任)

第90条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。